

令和5年度保育園申し込みについて

入所申込対象児童

平成29年4月2日以降に生まれた子ども

必要書類

1. 教育・保育給付認定申請書兼保育園・幼稚園入園申込書（※児童の**人数分**提出）
2. 「保育を必要とする理由」を確認できる書類（※該当するものを**1部**提出）
 - ①就労の場合：就労証明書(育児休業を取得中又は取得予定の方は、育児休業取得証明書をあわせて提出)※保護者の人数分
 - ②妊娠・出産の場合：母子健康手帳の写し
 - ③病気又は障がいがある：診断書又は身体障害者手帳などの写し
 - ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護：看護(介護)されている人の診断書又は身体障害者手帳などの写し
3. マイナンバーカード等の個人番号のわかる書類

定員・受付等

住 所	保育園（所）	定員	受付期間
海山地区	上里保育園	50人	11月1日（火）～11月30日（水） 午前9時～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日除く 海山総合支所で受付
	相賀幼児園	60人	
紀伊長島地区	ひかり保育園	40人	11月1日（火）～11月30日（水） 午前9時～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日除く 各保育園及び本庁福祉保健課で受付
	ひがし保育園	50人	
	三浦保育園	20人	
	ふらここ保育園	30人	

※11月9日（水）午後3時～午後5時 上里保育園にて受付を行います。

保育の必要性の認定

保育園を利用する場合は、教育・保育給付認定申請書を提出し、利用のための「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

【認定区分】

年 齢	保育の必要性	認定区分		利用時間	利用先
満3歳以上 の場合	教育を希望される場合	1号認定	教育認定	教育標準時間	幼稚園
	「保育の必要な事由」に該当し、保育園での養護と教育を希望される場合	2号認定	保育認定	保育標準時間	保育園
保育短時間					
満3歳未満 の場合	教育を希望される場合	3号認定	保育認定	保育標準時間	保育園
				保育短時間	

※年齢については、令和5年4月1日時点の年齢になります。

※幼稚園に関しては、学校教育課へお問い合わせください。

保育園を希望される場合の保育認定（2号認定：3歳以上、3号認定：0歳～2歳）には、次の3点が考慮されます。

【1. 保育を必要とする事由】（次のいずれかに該当）

- ①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業など）
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学（職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、やむをえない事情があると町長が認めるとき



【2. 保育の必要量】

- ①「保育標準時間」利用・・・両親のフルタイム就労等を想定した利用時間（1日最長11時間）
- ②「保育短時間」利用・・・両親又はいずれかがパートタイム就労等を想定した利用時間（1日最長8時間）

※必要量は認定するうえで必要となる区分です。保育時間は利用施設により異なるため各施設にご確認ください。

【3. 優先利用への該当の有無】

以下に該当する場合、保育利用の優先度が調整される場合があります。

- ①ひとり親家庭
- ②生活保護世帯
- ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤子どもが障がいを有する場合
- ⑥育児休業明け
- ⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧その他町が定める事由

認定及び入所決定

- ①書類等で審査し、先に支給認定決定通知書と入所承諾通知書を令和5年2月頃に発送します。その後、保育料決定通知を発送します。
- ②利用する保育所については、申請者の希望、施設の利用状況などに基づき、町が利用の調整を行いますので予めご了承ください。

保育料

※保育料無償化について

①3歳から5歳（2号認定者）のすべての子ども

②0歳から2歳（3号認定者）の町民税非課税世帯の子ども の保育料が無償化されています。

※3歳から5歳（2号認定者）のすべての子どもの副食費が無償化されています。

《紀北町保育料利用者負担額表》

（月額：単位：円）

3号認定者（0歳～2歳）		第1子		第2子		第3子以降	
階層区分、定義	世帯の状況	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
①生活保護世帯		0	0	0	0	0	0
②町民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
③町民税均等割課税世帯のうち所得割非課税	ひとり親世帯等	4,750	4,650	0	0	0	0
	上記以外の世帯	10,500	10,300	5,250	5,150	0	0
④町民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	7,000	6,900	0	0	0	0
	上記以外の世帯	15,000	14,800	7,500	7,400	0	0
⑤町民税所得割課税額 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	9,000	0	0	0	0
⑤町民税所得割課税額 57,700円未満	上記以外の世帯	20,500	20,200	10,250	10,100	0	0
⑤町民税所得割課税額	97,000円未満	20,500	20,200	10,250	10,100	0	0
⑥町民税所得割課税額	133,000円未満	24,200	23,800	12,100	11,900	0	0
⑦町民税所得割課税額	169,000円未満	28,000	27,600	14,000	13,800	0	0
⑧町民税所得割課税額	301,000円未満	36,500	35,900	18,250	17,950	0	0
⑨町民税所得割課税額	397,000円未満	40,000	39,400	20,000	19,700	0	0
⑩町民税所得割課税額	397,000円以上	52,000	51,200	26,000	25,600	0	0

※4月分から8月分までの保育料は前年度分の市町村民税額

9月分から3月分までの保育料は当該年度分の市町村民税額 で算定します。



◎保育料は、以下の項目によって算定されます。

(1) 児童の4月1日時点の年齢（3号認定：0歳～2歳）

(2) 保育標準時間または短時間の区分

(3) 世帯の町民税額が課税または非課税

課税の場合は世帯の町民税の所得割額の合計

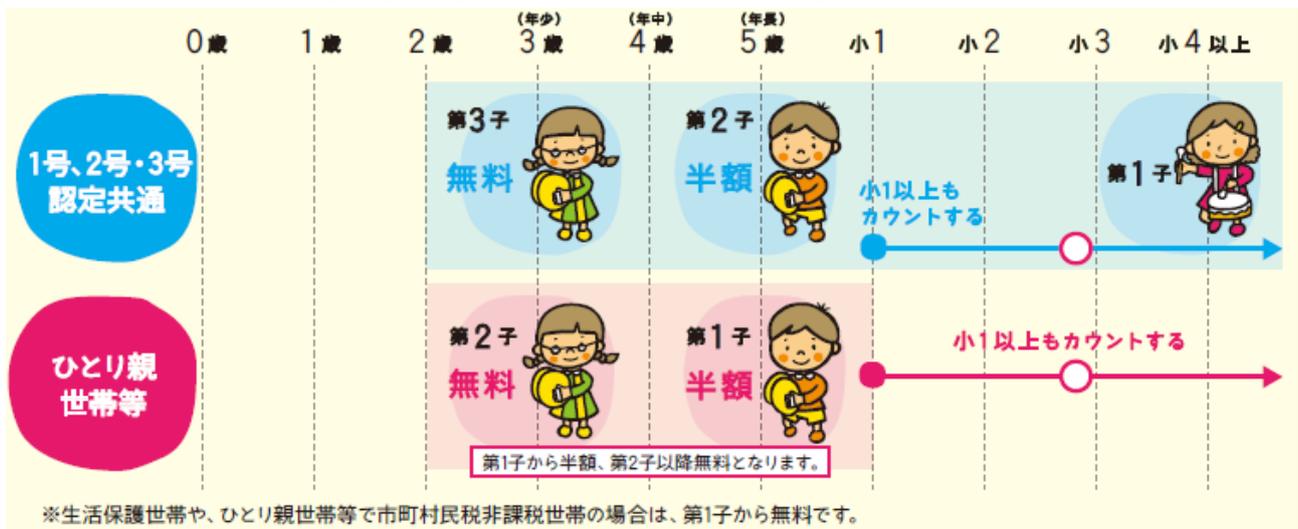
(4) 多子世帯の保育料の軽減

きょうだいで利用する場合、幼稚園または保育園に入っている最年長の子どもから順に第2子は半額、第3子以降は無料となります。なお、3歳～5歳の子どもの保育料は何人目の子どもかに関わらず無償です。



【町民税所得割課税額 57,700 円未満（ひとり親等世帯は 77,101 円未満）の世帯は軽減措置が拡充されます】

年齢制限なく第2子は半額、第3子以降は無料となります。



※生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。

(5) ひとり親世帯等の保育料の軽減

ひとり親世帯等（ひとり親世帯または、障害のある保護者または子どものいる世帯を指します）で、町民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯は、第1子から半額、第2子以降無料となります。

(6) 同居祖父母のいる場合での算出

父母または入所児が祖父母の所得税・健康保険上の扶養になっている場合、祖父母の収入も算定の対象とします。

※ご不明な点がございましたら下記担当までご連絡ください。

【事務担当】

紀北町役場 福祉保健課 地域福祉係

TEL : 0597-46-3122